

## 家づくりの基礎知識

### 「いい住宅」とは

「自然を効果的に取入れた環境を合わせ持つ家」の事です。  
住宅には人が住むのですから、より自然と同じような環境であることが大切です。(新鮮空気・風・明るさ・間取りの良さ・そして日本の風土に合っていること。)

### 住宅への国の指針

国交・厚労・経産等 6 省庁は日本の住宅の室内環境への指針を示しています。

- ①常に新鮮空気のある家
- ②シックハウス症候群の原因・ホルムアルデヒド等が日本の基準値 0.08PPM 以下の家
- ③冷暖房費が少しの家
- ④近年、熱中症を防ぐため湿度が 70% 未満の家

この指針をエネルギーなしで達成し、家を契約するときの建築条件とするようにとしています。「国民の健康を守る住宅づくり」にするためには、この室内環境の指針が達成されねばなりません。

建築条件を契約書に記述しなければ有効にはなりません。  
計測は公的機関で行う事も併せて明記すること。

やはり住宅造りは、少しでも幸せに健康に過ごすための検討が大切です。  
より良い住環境を追い求めるためには、あなたの考えと施工者が知恵を出し合い協力することが大切です。



我々「幸せな家庭環境をつくる会」は  
「住宅とは環境を合わせ持つ建物である」とし、  
この考えを広め、一軒でも幸福家庭が多くなる様、お手伝いをしています。

〓 人は住まいの環境で変わります 〓 先人たちの言葉

- 「居」は気を移す (孟子)
- 家庭は人間形成の場 (ソクラテス)
- 住まいは人間形成の道場 (松下 幸之助)

このように先人たちも住まいの役割をとらえ、その環境の感化力に注意を払っています。

少しでも「住まいの環境の影響力」に興味を持たれる方は  
「住まいづくり教室」へ参加されることから始まります。

お申し込みください。(無料)



NPO 法人幸せな家庭環境をつくる会下関支部  
083-245-1163  
下関市長府港町 7-71  
福利産業(株)気付